

〈貯蓄預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	貯蓄預金
2. 販 売 対 象	個人の方のみ
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 入	
預 入 方 法	随時預け入れできます。
預 入 金 額	1 円以上
預 入 単 位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	随時払い戻しできます。
6. 利 息	
適 用 金 利	●変動金利 ①30 万円未満 ②30 万円以上 50 万円未満 ③50 万円以上 100 万円未満 ④100 万円以上 300 万円未満 ⑤300 万円以上の 5 段階の金額階層別金利を適用します。 毎日の最終残高に応じ店頭表示の各金額階層別の利率を適用します。
利 払 方 法	毎月 10 日に元金に組入れます。
計 算 方 法	付利単位を 100 円とし、毎日の最終残高 1,000 円以上について 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただしマル優を利用の場合は除きます。） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	●キャッシュカードによる払い戻し等にあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。
9. 付 加 で き る 特 約 事 項	●マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高 350 万円）まで非課税でご利用いただけます。
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	_____
11. 金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭に表示する金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループにお申し出ください。 (9 時～17 時、フリーダイヤル：0120-802-546) ●紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。

〔預金商品概要説明書〕

	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考となる事項	●給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ●公共料金、クレジットのご利用代金等の自動支払いはできません。 ●総合口座のお取扱いはできません。 ●この預金は「貯蓄預金規定」によりお取扱いします。 ●預金保険の対象です。